

音更町固定資産評価審査委員会条例及び職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(音更町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 音更町固定資産評価審査委員会条例(昭和42年音更町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第8項中「記載し、審理を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第9条第2項中「記載し、調査を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第10条第2項中「記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第11条第1項中「記載し、委員会が記名押印した」を「記載した」に改める。

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年音更町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「任命権者の定める上級の公務員の面前において別紙第1号様式又は第2号様式による宣誓書に署名して」を「任命権者に別記第1号様式又は別記第2号様式による宣誓書を提出して」に改める。

別紙第1号様式中「別紙第1号様式」を「別記第1号様式(第2条関係)」に、「氏名 ㊟」を「氏名 」に改める。

別紙第2号様式中「別紙第2号様式」を「別記第2号様式(第2条関係)」に、「氏名 ㊟」を「氏名 」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。